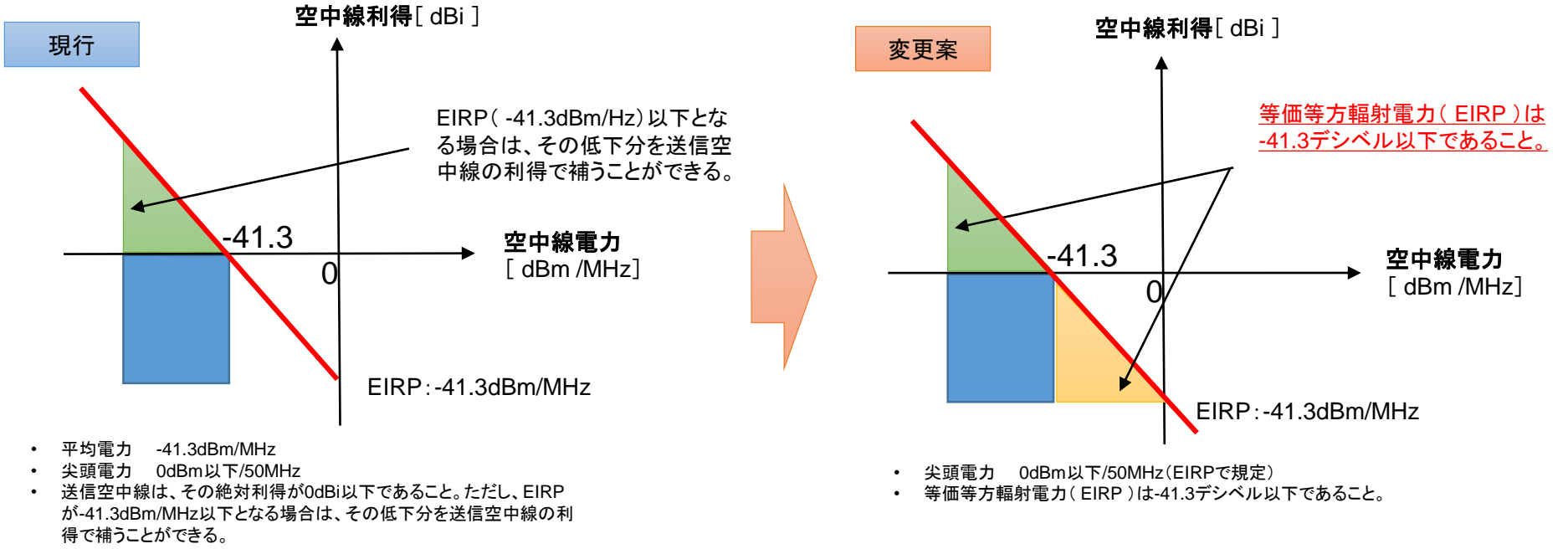


近年、UWBシステムにおいても端末の小型化が進んでいる。小型端末の場合、搭載スペースが限られているため、空中線利得が低利得となり、所望の通信距離が確保できないなど課題がある。

そのため、低利得アンテナ使用時において、基準の等価等方輻射電力(EIRP)の範囲内であれば、現行基準の空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができることに加え、空中線電力の増加分を送信空中線利得で減じることが出来るように規定の見直しを検討。

【基本的な考え方】



- 現行基準では、基準となる空中線電力と送信空中線利得による等価等方輻射電力(EIRP)を条件とし、基準のEIRPの範囲内で、空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができる。
- 変更案は、上記に加え、現行基準のEIRPの範囲内であれば、空中線電力の増加分を空中線利得で減じることが可能とするものである。なお、そのEIRP基準は現行基準(空中線電力と空中線利得)を踏まえたものであることから、他の無線局へ著しく影響を与えるものでない。また、不要輻射についても同様の考え方を取り入れる。